

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
議案第 1 1 8 号	<p>〔三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>令和 6 年人事院勧告及び国家公務員給与制度改正等に伴い、関係条例である三次市職員の給与に関する条例（平成 16 年三次市条例第 7 0 号）ほか 4 条例の一部を改正しようとするものである。</p>

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
議案第 1 1 8 号	<p>〔地方公務員法〕（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）</p> <p>（給与，勤務時間その他の勤務条件の根本基準）</p> <p>第 2 4 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員の給与，勤務時間その他の勤務条件は，条例で定める。</p>